

遠別町人事行政の運営等の状況の公表

(令和元年度実績)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び遠別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年遠別町条例第 23 号）の規定に基づき、令和元年度の遠別町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 2 年 9 月 14 日

遠別町長 笹 川 洸 志

1 職員の任免及び職員数について

- 平成 31 年 4 月 1 日現在における本町の職員数は、本庁や病院、各施設の全体で 96 人となっています。（教育長、臨時職員及び非常勤職員を除きます。）
- 本町の普通会計部門職員数は、69 人となっております。
- 平成 31 年 4 月 1 日現在の職員数内訳

会 計 別	部 門 別
普通会計部門 69 人	一般行政 59 人 教 育 10 人 小 計 69 人
公営企業等会計部門 27 人	病 院 19 人 水 道 1 人 下 水 道 2 人 そ の 他 5 人 小 計 27 人
合 計 96 人	合 計 96 人
備考 「普通会計部門」職員数は、総職員数から各特別会計及び病院事業会計の職員数等を除いたものとなります。	

(4) 令和元年度の採用者数及び退職者数

項目	概要	人数
採用者数	H31.4.1 から R2.3.31 までに採用された職員数	3人
退職者数	H31.4.1 から R2.3.31 までに退職した職員数	8人

【参考】

R2.4.1 現在の全職員数	93人
----------------	-----

2 職員の人事評価の状況について

職員の人事評価は、能力評価と業績評価により4月1日から翌年の3月31日までの評価期間で実施しています。

3 職員の給与の状況について

- (1) 職員の給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当により構成されています。
- (2) 一般行政職の職員の平均給料月額は、次のとおりです。

項目	遠別町	北海道	国
H31.4.1 現在の平均給料月額	298,542 円	325,700 円	329,433 円
備考 一般行政職とは、教育委員会及び各特別会計並びに病院事業会計に属する職員以外の職員をいいます。			

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

(1) 勤務時間

項 目	概 要
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時まで
勤務を要しない日	日曜日及び土曜日
休 日	①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②1 月 2 日から同月 5 日及び 12 月 31 日
備考	交替制勤務の職場については、上記に準じた取扱いとなります。

(2) 主な休暇等

ア 年次休暇

1 年につき 20 日付与。前年の休暇に残日数がある場合は、これを翌年の休暇に加算。
(合計 40 日を限度)

イ 病気休暇

職員が療養のため勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。

ウ 特別休暇

忌引休暇、法要休暇、結婚休暇、産前産後休暇、子の看護休暇等。

エ 介護休暇

負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。

オ 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する休暇。

5 職員の休業の状況について

育児休業 子が満 3 歳に達するまでの期間中において、育児のために認められる休業。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況について

(1) 分限処分

ア 職員が一定の事由によって職務を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます。

イ 分限処分には、次の3種類があります。

- ① 免職：職員の意に反してその職を失わせる処分
- ② 休職：職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分
- ③ 降任：現在の職より下位の職に任命する処分

(2) 懲戒処分

ア 職員の一定の服務義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために、任命権者が職員の道義的責任を迫及して科する処分です。

イ 懲戒処分には、次の4種類があります。

- ① 免職：職員の規律違反の責任を問うために職員としての身分を失わせる処分
- ② 停職：職員を一定期間職務に従事させない処分
- ③ 減給：職員の給与の一定割合を一定期間減額して支給する処分
- ④ 戒告：職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分

7 職員の服務の状況について

(1) 職員には、①法令等に従う義務、②職務上の秘密を守る義務が課されるほか、③信用失墜行為の禁止、④政治的行為の制限、⑤争議行為等の禁止、⑥営利企業等の従事などが制限されています。

(2) 営利企業等の従事制限については、職務の公正が確保されるとともに、職員の品位の維持が保たれる場合には、従事の許可を得ることができます。

なお、令和元年度の許可件数は0件です。

8 職員の退職管理の状況について

地方公務員法において、退職した職員が営利企業等に再就職した場合、退職前5年間に在職していた部署職員への働きかけや、その職員が決定した契約、処分に関する現職職員への働きかけが禁止されています。

9 職員の研修の状況について

職員の研修は、勤務能率の発揮及び増進のために、留萌管内町村職員新規採用基礎研修、留萌管内町村職員初級研修、留萌管内町村職員中級研修、留萌地区法務基礎研修、留萌管内町村職員等特別研修、北海道市町村職員研修センター主催研修等の受講機会を与えています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況について

(1) 厚生制度

地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施しなければならないとされています。このため、本町では、職員の定期健康診断を実施しているほか、必要に応じ特別健康診断（脳ドック等）を実施しています。

(2) 公務災害補償制度

ア 職員が公務により負傷、疾病、又は死亡した場合等による損害は、公務災害補償制度により補償されることとなります。

イ 本町における公務災害の状況は、次のとおりです。

概 要	人 数
職員が公務中又は通勤中に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償（令和元年度）	0人
備考 公務災害の補償は、地方公務員災害補償基金（本部所在地：東京都、支部所在地：北海道ほか）により行われます。	

(3) 福利制度

本町では道内市町村における職員の福祉の増進と生活の安定のために相互共済を図る組織である「北海道市町村職員福祉協会」に加入しています。この協会は、加入市町村職員からの掛金と公費からの支出により運営されており、各種給付・健康増進事業などを実施しています。

11 公平委員会の業務の状況について

本町の公平委員会は、「留萌地域公平委員会」として留萌地域の町村及び一部事務組合と共同して設置しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員からの勤務条件に関する措置の要求は、ありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員からの不利益処分に関する不服申立ては、ありませんでした。